

令和6年度住民税で新たに非課税または均等割のみ課税となった世帯向け給付金のご案内

令和5年度住民税が非課税等の世帯に給付金が支給されましたが、このたび、**令和6年度住民税において、新たに非課税または均等割のみ課税となった世帯**に対しても、1世帯当たり10万円が支給されることになりました。

※令和5年度の青森市物価高騰対応重点支援給付金(いわゆる**7万円の給付金**)または令和5年度の青森市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金(いわゆる**10万円の給付金**)が支給された世帯は、支給済なので対象外です。再支給ではありません。

支給対象世帯と給付金の支給額

令和5年度は世帯の中に住民税所得割課税者がいるなどして、**7万円の給付金と10万円の給付金が対象外**だった世帯で

令和6年度住民税において世帯全員の「**住民税が非課税**」の世帯

または

令和6年度住民税において世帯全員が「**住民税均等割のみが課税**」の世帯

または

令和6年度住民税において世帯全員が「**住民税均等割のみが課税**」のかたと「**住民税が非課税**」のかただけで構成される世帯

に対し

1世帯当たり 10万円 (1世帯につき1回限り)

※基準日(令和6年6月3日)に青森市に住民登録があるかたの世帯で判定します。

※「住民税が課税されている者の扶養親族等」のみからなる世帯の場合は取扱いが異なります。扶養を受けているか分からない場合は、親・子・兄弟などの親族(扶養している場合はそのかたが扶養主となります)に、税金の手続で扶養の対象としていないか確認してください。

※支給対象世帯の詳細は裏面をご覧ください。

給付金の手続方法

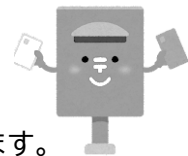
原則、確認書・申請書の提出が必要です

※青森市以外にお住まいのかたは、住所地の市区町村にお問合せください。

※誤った内容の書類を提出し、給付金を受給した場合は、給付金の返還を求める場合があります。

※虚偽の申請等により給付金を受給した場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※手続方法の詳細は裏面をご覧ください。



返送・提出期限: 令和6年10月31日(木) 当日消印有効

給付金の支給時期

確認書・申請書が市に到着してから**3週間程度(口座振込)**

※申請が集中していたり、内容に不備がある場合は、支給日が遅くなる場合があります。

お問合せ

青森市福祉部福祉政策課 物価高騰関連給付金担当 **017-718-2183** (8:30~18:00※土日祝を除く)



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

給付金の支給対象世帯・手続等詳細

【支給要件（全てに当てはまる場合）】

- 1 令和6年6月3日に青森市に住民登録があるかたの世帯である
 - 2 世帯の中に住民税が課税となる額の所得があるのに未申告であるかたはいない
 - 3 次のいずれかの世帯
＜非課税世帯＞
 - ・令和6年度住民税において世帯全員が非課税となったかただけで構成されている世帯
＜均等割のみ課税世帯＞
 - ・令和6年度住民税において世帯全員の住民税均等割のみが課税されている世帯
 - ・令和6年度住民税において世帯全員が住民税均等割のみが課税されているかたと、住民税が非課税のかただけで構成される世帯
 - 4 「住民税が課税されている者の扶養親族等」のみからなる世帯ではない
 - 5 令和5年度青森市物価高騰対応重点支援給付金[いわゆる7万円の給付金]が対象外の世帯
 - 6 令和5年度青森市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金[いわゆる10万円の給付金]が対象外の世帯
- ※3～6を満たす状態を「令和6年度から新たに住民税非課税となった世帯等」といいます。

【手続用の書類】

- (1)世帯全員のかたが令和6年1月1日以前から青森市に住民登録がある非課税世帯又は均等割のみ課税世帯で、令和6年度から新たに住民税非課税等となるなど、一定の要件に当てはまる世帯
→ 対象となる可能性が高い世帯に**確認書を送付**します。
→ **下記＜手続方法＞の①へ**

- (2)支給対象世帯である(1)以外の世帯

→ 受給を希望する場合は**申請が必要**です。

→ **下記＜手続方法＞の②へ**

※他市区町村からの転入者や未申告のかたが含まれており、青森市から[いわゆる7万円の給付金]又は[いわゆる10万円の給付金]を受給していない世帯は、青森市に課税関係情報がなく、支給要件に**該当するか不明なため、一律申請書を送付**します。

課税情報をご確認の上、**対象になるようであれば、申請手続**をお願いいたします。

※確認書や申請書が送付されない世帯であっても、一部支給対象となる場合があります。給付金を受給するためには**申請が必要**ですので、お問合せください。

例) R6.1.1の時点では婚姻状態で課税配偶者に扶養されていたが、基準日(R6.6.3)前に離婚し、別世帯となっている場合
R6.1.1の時点では課税者に扶養されていたが、基準日(R6.6.3)前にその扶養主が死亡している場合 など

※手続用の書類が送付されたとしても、課税・非課税や扶養などの関係があるため、必ず支給対象世帯であるとは限りません。

※他自治体から同様の給付金等を受給されたかたがいる場合、支給対象とならないことがあります。

※給付金を受給後に支給要件に当てはまらなくなった場合は、遡って支給対象外となりますので返還が必要となります。
必ずお申し出ください。

※他国との租税条約に基づく免除の届出により住民税が課されていないかたがいる場合は、支給対象となりません。

＜手続方法＞

①確認書が送付されたかた

内容を確認し、受給を希望する場合は、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で**返送**してください（必要に応じ、確認書類の添付）。

②申請が必要なかた

申請書に必要事項を記入し、確認書類を添付の上、**提出**してください。

≪郵送受付≫

〒030-0801 青森市新町一丁目3-7

青森市福祉部福祉政策課 物価高騰関連給付金担当

≪窓口受付≫

青森市役所 駅前庁舎6階 会議室

浪岡庁舎1階 健康福祉課

提出期限
令和6年
10月31日(木)